

## 重 要

5 福薬発第 3 5 4 号  
令和 6 年 1 月 9 日

各地区薬剤師会会長 殿

公益社団法人福岡県薬剤師会  
会 長 原 口 亨

### 改正感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査（薬局） の回答期限延長について

平素より本会会務に格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件について、福岡県保健医療介護部がん感染症疾病対策課より別添のとおり連絡がありましたのでお知らせいたします。

今回の回答期限延長は、前回調査で回答していない薬局が多数あること、現在、薬局における新興感染症発生・まん延時への備えに対する評価（診療報酬）について、中央社会保険医療協議会において議論されている状況を踏まえたものです。

ご多忙とは存じますが、医療措置協定の締結に向けて、事前調査の回答にご協力いただきますよう、貴会会員へのご周知方よろしくお願い申し上げます。

#### 記

1 調査内容：「改正感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査票」【薬局用】

※調査票内の留意事項を御確認の上、回答をお願いします。

2 回答期限：令和6年1月31日（水） ※期限延長となりました。

3 回答方法 ふくおか電子申請サービス

以下のURLまたは二次元コードから、入力をお願いします。

URL：<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=5dsrlWCv>

二次元コード：



- ・入力時間に制限（約1時間）がありますので、あらかじめ回答作成の上、時間内に入力をお願いします。（データの一時保存は可能）

以 上

公印省略

5 疾病第 7 7 2 4 号  
令和 6 年 1 月 5 日

公益社団法人福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健医療介護部長  
(がん感染症疾病対策課)

改正感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査（薬局）について  
(その 2)

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、令和 5 年 7 月 2 8 日付 5 疾病第 3 7 6 6 号福岡県保健医療介護部長通知「改正感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査（薬局）について」により、貴会会員に対し、改正感染症法に基づく医療措置協定の締結に向けた調査（新型コロナへの対応実績及び協定締結の意向）への協力について周知をお願いしたところです。

本調査に回答していない薬局が多数あることから、本調査の回答期限を下記まで延長させていただきますので、貴会会員に再度周知して下さるようお願いいたします（本調査に回答済みであっても、回答内容に変更があった場合等には再度回答していただければ、最新の回答を最終的な回答として取り扱います）。

また、本調査の回答により協定内容が確定するものではありませんが、回答を踏まえ、本県から各薬局に医療措置協定の締結に係る協議（メール）を実施する予定です。

なお、薬局における新興感染症発生・まん延時への備えに対する評価については、中央社会保険医療協議会において別添のとおり議論されていますことを申し添えます。

記

回答期限 令和 6 年 1 月 3 1 日（水）

福岡県 保健医療介護部

がん感染症疾病対策課 感染症企画係 長井

TEL 092-643-3596

Mail kansenshou-kyoutei02@pref.fukuoka.lg.jp

公印省略

5 疾病第 3 7 6 6 号

令和 5 年 7 月 2 8 日

公益社団法人福岡県薬剤師会長 殿

福岡県保健医療介護部長

(がん感染症疾病対策課・薬務課)

改正感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査(薬局)について

本県の保健医療行政の推進につきましては、平素から格別の御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、新型コロナへの対応を踏まえ、新興感染症の発生及びまん延に備えるため、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」(令和 4 年法律第 96 号)において、平時から、都道府県と薬局の間で、医療措置協定(医療提供体制の確保に関する協定)を締結する仕組みが法定化されました。

また、厚生労働省作成のガイドライン(感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン)において、都道府県が医療措置協定の協議及び締結作業を行うに当たっては、新型コロナの対応を念頭に、事前調査を実施するよう、調査項目等が示されたところです。

つきましては、医療措置協定の締結に向けて、新型コロナへの対応実績及び協定締結への意向について、下記の調査に御協力いただきますよう、貴会会員に対し、周知をお願いいたします。

なお、本調査の回答により、協定内容が確定するものではないことを申し添えます。

記

- 1 調査内容 「改正感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査票」【薬局用】  
※ 調査票内の留意事項を御確認の上、回答をお願いします。
- 2 回答期限 令和 5 年 8 月 1 7 日(木)
- 3 回答方法 ふくおか電子申請サービス
  - ・ 以下の URL 又は二次元コードから、入力をお願いします。  
URL  
<https://shinsei.pref.fukuoka.lg.jp/SksJuminWeb/EntryForm?id=5dsrlWCv>  
二次元コード  

  - ・ 入力時間に制限(約 1 時間)がありますので、あらかじめ回答作成の上、時間内に入力をお願いします。(データの一時保存は可能)
- 4 問合せ先 別紙のとおり(薬局の所在地別に設定)

## 5 備考

### ○ 基本的な考え方

- 医療措置協定においては、双方の合意をもって締結する予定です。具体的な進め方については今後、県感染症対策連携協議会や医療関係団体と協議を行いながら進めてまいります。なお、協定締結は、令和6年9月末までに完了を目指すこととしています。
- 想定する新興感染症は「感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症」を対象とし、各医療機関の機能や役割に応じて、対応時期（流行初期、流行初期以降）を分けて協定を締結する予定です。
- 新興感染症の発生時には、まずは感染症指定医療機関（感染症病床）を中心に対応し、対応により得られた知見等が、国から都道府県及び医療機関に周知され、協定を締結した医療機関の対応は、国（厚生労働大臣）による新興感染症の発生公表後となります。

<新興感染症対応の医療機関(入院)のイメージ>



① 感染発生早期（新興感染症の発生時から発生公表前）

感染症指定医療機関（感染症病床）を中心に対応

② 流行初期（新興感染症の発生公表後から3か月程度）

感染症指定医療機関に加え、協定締結医療機関（流行初期対応）を中心に対応

③ 流行初期以降（新興感染症の発生公表後から6か月程度）

感染症指定医療機関に加え、全ての協定締結医療機関で対応

- なお、実際に発生・まん延した感染症が、事前の想定と大きく異なる事態となった場合は、新型コロナへの対応を参考に、国がその感染症の特性に合わせた対応を判断します。

### ○ 事前調査

- 調査票については、新型コロナ対応において、様々な変化（変異株）に、その都度対応してきた実績を踏まえ、まずは新型コロナ対応での最大値の体制を目指すこととされており、新型コロナへの対応実績を念頭に回答をお願いします。
- 「流行初期」については、新型コロナ発生の公表後約1年後の規模に前倒しで対応することを目指すこととされているため、2020年12月の実績値を参考として回答ください。  
「流行初期以降」については、新型コロナ対応で確保した最大値の体制を目指すこととされているため、2022年12月の実績値（最大値）を参考として回答ください。

【参考】本県の新型コロナ対応実績

2020年12月時点 確保病床数576床（うち、重症者用105床）、発熱外来数1,304機関

2022年12月時点 確保病床数2,024床（うち、重症者用217床）、発熱外来数2,081機関  
自宅療養者等への医療の提供（医療機関1,000機関、薬局2,015機関、訪問看護事業所47機関）、後方支援医療機関226機関、人材派遣数24人

- 回答に当たっては、平時の医療提供体制（院内感染の発生がなく、人員や物資等が不足していない）が確保できている前提で回答をお願いします。

## 6 参考資料

- ・ 感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン（令和5年5月26日厚生労働省作成）

URL

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230530G0010.pdf>

二次元コード



所在地	組織名	問合せ先
北九州市	保健医療介護部 がん感染症疾病対策課 感染症企画係	TEL : 092-643-3596
福岡市		Email:
久留米市		kansenshou- kyoutei02@pref.fukuoka.lg.jp
筑紫野市、春日市、 大野城市、太宰府市、 那珂川市	筑紫保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 092-513-5584
古賀市、宇美町、篠栗町、 志免町、須恵町、新宮町、 久山町、粕屋町	粕屋保健福祉事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 092-939-1746
糸島市	糸島保健福祉事務所 保健衛生課	TEL : 092-322-5579
中間市、宗像市、福津市、 芦屋町、水巻町、岡垣町、 遠賀町	宗像・遠賀保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 0940-36-6098
直方市、飯塚市、宮若市、 嘉麻市、小竹町、鞍手町、 桂川町	嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 0948-21-4972
田川市、香春町、添田町、 糸田町、川崎町、大任町、 福智町、赤村	田川保健福祉事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 0947-42-9379
小郡市、うきは市、 朝倉市、筑前町、東峰村、 大刀洗町	北筑後保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 0946-22-9886
大牟田市、柳川市、 八女市、筑後市、大川市、 みやま市、大木町、広川町	南筑後保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 0944-72-2812
行橋市、豊前市、苅田町、 みやこ町、吉富町、 上毛町、築上町	京築保健福祉環境事務所 保健衛生課 感染症係	TEL : 0930-23-3935

設問の条件設定に  
についての説明付き

## 改正感染症法に基づく医療措置協定に係る事前調査票（薬局）

回答期限 令和6年1月31日（水） ※ ふくおか電子申請サービスへの入力をお願いします。

保険薬局コード：	1
薬局名：	2
管理者氏名：	3
担当者氏名：	4
所在地：	5
電話番号：	6
メールアドレス：	7
薬剤師会会員・非会員の区分：	会員／非会員 8

### 1 新型コロナ対応の実績確認

貴薬局における新型コロナ対応について、ご回答をお願いします。

- 新型コロナ対応で、自宅療養者等への対応（電話・オンライン服薬指導、健康観察）を行ったことがありますか

有／無 9

### 2 感染症法の協定締結の意向

新興感染症（再興感染症を含み、感染症法に定める新型インフルエンザ等感染症、指定感染症及び新感染症を基本とする。）発生・まん延時に迅速かつ適確に講ずるための感染症法第36条の3第1項の規定に基づく協定の締結に向けて、自宅療養者への医療の提供についてご回答をお願いします。

なお、新型コロナ対応において、様々な変化に、その都度対応してきた実績を踏まえ、まずは新型コロナ対応での最大値の体制を目指すこととされておりますので、貴薬局における新型コロナ対応の実績（最大値の体制）に鑑み、ご回答をお願いします。

### 留意事項

#### 【事前調査の概要】

- ・新型コロナへの対応を踏まえ、新興感染症の発生及びまん延に備えるため、改正感染症法において、平時から、都道府県と薬局の間で、医療提供体制の確保に関する協定（医療措置協定）を締結する仕組みが法定化されました。
- ・このため、今回、新型コロナ対応の実績確認及び協定締結の意向について、事前調査にご協力いただきますようお願いいたします。

#### 【回答方法】

- ・今回の調査で、回答いただきたい項目は色付セルとなります。
- ・左記の調査票をご確認いただき、色付セルの項目について、ふくおか電子申請サービスへの入力をお願いします。

※セルの右上の数字はふくおか電子申請サービスの設問番号と一致していますので、当該サービスに入力する際にご参照ください。

※当該サービスでは、回答した内容に応じて、回答を要する設問が表示されるよう条件設定をしています。条件設定がついている設問は、太枠黄色セル（各太枠の左上に説明付）で示していますのでご参照ください。

・ふくおか電子申請サービスは、入力時間に制限（1時間程度）がありますので、制限時間内に入力をお願いします。（データの一時保存可能）

・ブラウザの「戻る」「更新」ボタンを使用すると正しく処理できませんので、使用しないでください。

#### 【補足】

- ・本調査の回答により、協定内容が確定するものではありません。

### 1 新型コロナ対応の実績確認

#### 【本県の実績（2022年12月時点）】

- ・自宅療養者への医療の提供  
薬局：2,015機関

### 2 感染症法の協定締結の意向

#### 【前提】

- ・想定する新興感染症は、左記のとおりです。
- ・なお、実際に発生・まん延した感染症が、事前の想定とは大きく異なる事態となった場合は、新型コロナへの対応を参考に、国がその感染症の特性に合わせた対応を判断します。

## 自宅療養者等への医療の提供

流行初期以降（発生公表後4～6ヶ月まで）に自宅療養者等への医療の提供が可能かどうか、以下に回答ください。

項目	見込		見込	
	【流行初期以降】※1 (発生公表後4～6ヶ月まで)	【参考】新型コロナ実績 (2022年12月の対応有無)	【流行初期以降】※1 (発生公表後4～6ヶ月まで) 対応（複数選択可）	【参考】新型コロナ実績 いずれかの対応実績がある場合は、その項目を選択
自宅療養者等への医療の提供の対応	可（最大 人/日）/否 <sup>10</sup> 【人数は可能であれば入力】	有/無 <sup>11</sup>	電話/オンライン <sup>12</sup> (健康観察)	電話/オンライン <sup>13</sup> (健康観察)
高齢者施設（※2）の対応可否	可/否 <sup>14</sup>	有/無 <sup>15</sup>	設問番号10の回答が 「可」の場合、ご回答 ください。	設問番号11の回答が 「有」の場合、ご回答 ください。
障がい者施設の対応可否	設問番号10の回答 が「可」の場合、 ご回答ください。 可/否 <sup>16</sup>	設問番号11の回答 が「有」の場合、 ご回答ください。 有/無 <sup>17</sup>		
普段から薬局にかかっている患者 (かかりつけ患者) 以外の対応可否	可/否 <sup>18</sup>	有/無 <sup>19</sup>		

## 自宅療養者等への医療の提供

※1「流行初期以降」

・流行初期以降（発生公表後4～6ヶ月まで）の対応可否について、新型コロナ対応で確保した最大値の体制（2022年12月）の実績を参考に回答ください。

※2「高齢者施設」

・高齢者施設は、介護老人福祉施設（地域密着型を含む）、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設入居者生活介護（地域密着型を含む）、認知症対応型共同生活介護、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅を想定しています。

調査項目は以上です。ご協力いただきありがとうございました。

[参考]

中医協	総	-	3
5.	12.		6

## 感染症について(その2)

1. 新興感染症発生・まん延時における医療及びその備えに対する評価について
2. 新興感染症以外の感染症に対する医療の評価について
3. 薬剤耐性対策に対する評価について
4. 課題・論点
5. 参考資料

# 感染症発生・まん延時における自宅療養患者等に対応する薬局について

- 改正感染症法により、都道府県知事は各医療機関等の機能や役割に応じた協定を締結し、新興感染症発生・まん延時に発熱外来や自宅療養者に対する医療等を担う医療機関等をあらかじめ適切に確保することとされている。
- 協定を締結した薬局は、第二種協定指定医療機関として、関係機関や事業所間で連携しながら、自宅・宿泊療養者、高齢者施設での療養者等への医薬品対応等を行う。

第二種協定指定医療機関（薬局）の指定要件	具体的な内容
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 当該薬局に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>関係学会等の最新の知見に基づくガイドライン等を参考に、感染対策（ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等）を適切に実施し、医療の提供を行う</u></li> </ul> <p>⇒ 令和5年度の予算事業で、感染対策に必要な知識・技能を習得させる薬局薬剤師向けの研修プログラムの作成等を実施中。薬局における感染対策に関する研修として当該プログラムを活用することを想定。</p>
<ul style="list-style-type: none"> <li>● 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対して医薬品等対応（調剤・医薬品等交付・服薬指導等）を行う体制が整っていると認められること</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● <u>患者の求めに応じてオンライン服薬指導の実施が可能</u></li> <li>● <u>薬剤の配送等の対応を行っている</u></li> <li>● <u>夜間・休日、時間外の対応（輪番制対応含む）を行っている</u></li> <li>● <u>健康観察の対応（特に高齢者施設等への対応）が可能</u></li> </ul> <p>※ 医療用マスク等の個人防護服（PPE）等の備蓄は任意事項</p>

1. 新興感染症発生・まん延時における医療及びその備えに対する評価について
2. 新興感染症以外の感染症に対する医療の評価について
3. 薬剤耐性対策に対する評価について
4. 課題・論点
5. 参考資料

# 感染症に対する医療についての課題①

## (新興感染症発生・まん延時における医療及びその備えに対する評価について)

- ・ 感染対策向上加算の要件のうち新興感染症への対応については、新型コロナ対応では、加算1で重点医療機関、加算2で協力医療機関、加算3で診療・検査医療機関であることを求めていたところ。また、DPC/PDPSの地域医療係数において、新型コロナに係る病床確保を評価している。
- ・ 第8次医療計画の策定に向けて、新興感染症発生・まん延時における医療体制の構築に係る指針において求める医療機能のうち、病床確保の機能については新型コロナ対応における重点医療機関及び協力医療機関の要件を、発熱外来の機能については新型コロナ対応における診療・検査医療機関の要件を参考として整備することとされている。
- ・ 薬局における新興感染症への対応については、令和4年度改定で導入された連携強化加算で評価されており、新型コロナウイルス感染症治療薬や抗原検査キットへの対応がなされているところ、改正感染症法において薬局も協定締結対象となったことを踏まえ、新興感染症等の発生時における自宅・宿泊療養者等への医薬品対応等の機能を整備していく必要がある。
- ・ 歯科外来診療における院内感染防止対策を推進し、新興感染症にも適切に対応できる体制を確保する観点から、歯科初診料における歯科医師及び職員を対象とした研修等に係る要件を見直すとともに、基本診療料の評価を見直したところ。

## (新興感染症以外の感染症に対する医療の評価について)

- ・ 感染管理に関するガイドラインにおいては、空気感染、飛沫感染、接触感染を主な感染経路とする感染症の患者については、標準予防策に加えて追加的な対策を講じることとされている。
- ・ 新型コロナ対応においては、入院するコロナ患者に対する感染対策や個室管理、発熱外来における適切な感染対策を行った上での対応について特例的な評価を行っているが、特例以外の診療報酬においては、一類感染症及び二類感染症の患者への対応を除き、標準予防策を超えた個別の感染症患者への対応は評価されていない。
- ・ 外来医療については、外来感染対策向上加算の届出を行っている医療機関で発熱患者を受け入れている割合が高く、受入人数が多かった。一方で、発熱患者の多くはかかりつけ患者以外の患者も受け入れることを公表している医療機関で診療を受けているものの、外来感染対策向上加算の要件には、かかりつけ患者以外の患者を受け入れることは含まれていない。
- ・ 高齢者施設においても、平時からの感染症対応力の向上が求められ、専門的な医療機関等における研修への参加や当該医療機関等から実地指導を受けることが推奨されているが、感染対策向上加算1の施設基準においては、感染制御チームの職員が高齢者施設に派遣される場合は専従時間に含めてよい場合の対象となっていない。
- ・ 歯科において新型コロナウイルス感染症の患者に対して、新型コロナウイルス感染症流行に伴う歯科診療に関する診療報酬上の臨時的な特例が設けられている。このような状況において、感染症患者に対して歯科治療の延期が困難であって、必要な感染予防対策を講じた上で歯科治療を実施した場合の評価が、恒常的な診療報酬では評価されていない。
- ・ 自宅等で療養する新型コロナウイルス感染症の患者に対して、医師の指示により保険薬局から薬剤師が必要な服薬指導と薬剤の交付のために緊急に訪問した場合の評価が臨時的な特例として設けられている一方、このような状況において緊急に訪問する必要がある場合の評価が、恒常的な調剤報酬では規定されていない。

## 感染症に対する医療についての論点

### 【論点】

#### (新興感染症発生・まん延時における医療及びその備えに対する評価について)

- 現状の感染対策向上加算における要件及び第8次医療計画の策定に向けた指針の内容を踏まえ、協定の締結を含め医療機関における新興感染症発生・まん延時における医療への備えに対する評価についてどのように考えるか。
- 薬局における新興感染症への対応について、現状の連携強化加算や改正感染症法の第二種協定指定医療機関の指定要件を踏まえ、新興感染症発生・まん延時への備えに対する評価についてどのように考えるか。

#### (新興感染症以外の感染症に対する医療の評価について)

- 感染症の入院患者に対する標準予防策に追加して行う適切な感染対策及び必要な個室管理に対する評価の在り方並びに評価の対象とすべき疾患についてどのように考えるか。
- 外来医療においても、標準予防策に追加して感染対策を実施する必要がある場合があることや、外来感染対策向上加算において組織的な感染対策が評価されていること、発熱患者の多くはかかりつけ患者以外の患者も受け入れることを公表している医療機関で診療を受けていることを踏まえ、外来における発熱患者等の受入に係る適切な感染対策の実施に対する評価についてどのように考えるか。
- 新型コロナウイルス感染症が5類感染症に位置付けられ、移行期間が終了する令和6年度以降には通常の医療提供体制となることを踏まえ、通常のゾーニングや個室管理、PPEの使用等の感染対策以外の新型コロナの特例についてどのように考えるか。
- 地域における平時からの感染対応力の強化の観点から、組織的な感染対策を講じている医療機関においては、研修への参加や実地指導について高齢者施設から求めのあった場合には対応することが望ましいことを踏まえ、感染対策向上加算の施設基準の在り方についてどのように考えるか。
- 歯科において新型コロナウイルス感染症の拡大時の臨時的な取扱いにおける実施状況等を踏まえ、感染症患者の歯科治療に対する評価についてどのように考えるか。
- 自宅等で療養する新型コロナウイルス感染症の患者に対する服薬指導・薬剤交付のための緊急訪問に係る臨時的な特例を踏まえ、薬局における自宅・宿泊療養者等への医薬品対応等への評価についてどのように考えるか。

#### (薬剤耐性対策に対する評価について)

- 抗菌薬の適正使用を推進する観点から、抗菌薬の使用状況をモニタリングするサーベイランスへの参加に加えて、抗菌薬使用の実績に基づいて評価を行うことについてどのように考えるか。また、その際の評価基準について、現状を踏まえ、国際的な基準を達成している場合のみならず、医療機関の中で相対的に高い実績を持つ場合についても評価の対象とすることについてどのように考えるか。
- 小児に対する抗菌薬の適正使用の推進の観点から、小児抗菌薬適正使用支援加算における対象疾患についてどのように考えるか。